

農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に
基づく実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岐阜県農政部農政課が所管する試験研究機関（以下「研究所」という。）において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日文部科学大臣改正）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、競争的資金等及び研究活動における不正防止に必要な体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「競争的資金等」とは、次のものをいう。

一 研究者が自主的に研究課題を設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金及び助成金。

二 研究者が資金配分機関の研究課題に対して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関の間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）。

2 「不正行為」とは、研究の立案、計画、実施、成果の取りまとめ（報告を含む。）の各過程において、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによりなされる次に掲げる行為をいう。

一 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

二 改ざん 研究資料、機器及び過程を変更する操作を行い、データ及び研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

三 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

四 研究費の不適正な使用 競争的資金等を含む研究費を本来の用途以外の用途に使用すること及び虚偽の請求に基づき支出することその他法令等に違反して支出すること。

五 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと。

六 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。

七 利益相反 外部との経済的な利益関係等によって、公的研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれる又は損なわれるのではないかと第三者から懸念が表明されかねない事態にあること。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を第11条2項に定める期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

(最高管理責任者)

第4条 最高管理責任者は、所管する研究所全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負うものとし、岐阜県農政部農政課長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条から第6条までに規定する統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任を持って研究活動における不正行為の防止に取り組むことができるよう、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、意思の浸透を図る等、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 最高管理責任者は、次条第4項の報告を受けた場合、不正防止計画の策定や実施の状況から、違法行為や不正が行われないう、研究活動における適正な運営及び管理を行うものとする。

(統括管理責任者)

第5条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について、全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、岐阜県農政部農政課農業研究企画監をもって充てる。

2 統括管理責任者は、次条第3項の提出を受けた場合、最高管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、前項により提出された不正防止計画の内容が不適當又は不十分であると認められる場合、研究倫理教育責任者に対し改善を求めることができるものとする。

4 統括管理責任者は、次条第6項の報告を受けた場合、最高管理責任者に報告するものとする。

5 統括管理責任者は、前項により報告を受けた内容が不適當と認められる場合、研究倫理教育責任者に対し改善を求めることができるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 研究倫理教育責任者は、研究所の研究活動における不正行為の防止及び研究者等

に対するコンプライアンス教育について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、研究所の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究活動における不正行為を発生させる要因を把握し、その対応のため、具体的な研究活動における不正防止計画を策定するとともに、必要に応じて不正防止計画を見直すものとする。
- 3 研究倫理教育責任者は、不正防止計画の策定が完了したときは、統括管理責任者に提出するものとし、これを変更する場合においても同様とする。
- 4 研究倫理教育責任者は、前条第3項の改善を求められた場合はこれを改善し、統括管理責任者に提出するものとする。
- 5 研究倫理教育責任者は、不正防止計画の推進を担当する者又は部署（以下「不正防止委員会」という。）を置き、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。
- 6 研究倫理教育責任者は、不正防止計画の実施状況について、毎事業年度終了後6か月以内に実施状況報告書（様式1）により統括管理責任者に報告するものとする。
- 7 研究倫理教育責任者は、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育をコンプライアンス教育に含めて定期的に行わなければならない。

（研究倫理教育副責任者）

第7条 研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐するものとし、研究所の各支所長、各部長及び総務課長（又は管理調整係長）をもって充てる。

（監事）

第8条 監事は、研究所の業務等を監査する者とし、岐阜県監査委員、岐阜県包括外部監査人及び岐阜県会計管理者をもって充てる。

- 2 監事は、次に掲げる責務を負う。
 - 一 不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について研究所全体の観点から確認し、その結果を監査等において定期的に報告し、意見を述べる。
 - 二 統括管理責任者又は研究倫理教育責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生原因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を監査等において定期的に報告し、意見を述べる。

（組織体制）

第9条 岐阜県農政部農政課に、研究活動における不正行為の防止に関する重要事項を審議するため、不正行為調査等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員会の組織、運営等に関し必要な事項については、別に定める。

(相談窓口の設置)

- 第10条 研究所に競争的資金等に係る事務処理手続きに関し、明確かつ統一的な運用を図るため別表1のとおり相談窓口を置く。
- 2 岐阜県農政部農政課に設置する窓口は、研究所における相談窓口事務について統一的な運用を図るための連絡調整を行う。
 - 3 相談窓口は、競争的資金等に係る事務処理手続きに関する研究所内外からの問い合わせに対応し、研究所における研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(完結文書及び研究データの整理、保管、保存及び廃棄)

- 第11条 完結文書の整理、保管、保存及び廃棄は、岐阜県公文書規程に定める完結文書の整理、保管、保存及び廃棄の例によるものとし、公開については岐阜県情報公開条例に定める例による。
- 2 実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等の研究データは、研究終了後5年間、適切に保存・管理を行う。ただし、資金配分機関において5年を超えて保存・管理する旨の表示がある場合にはそれに従うものとする。

(通報窓口の設置)

- 第12条 研究所に、研究活動における不正行為に関する研究所内外からの通報（告発の意志を明示しない相談も含む。）に適切に対応できるようにするため通報窓口を置く。
- 2 研究所に設置する通報窓口及び窓口責任者は、別表2のとおりとする。

(通報の取扱い)

- 第13条 不正行為に関する通報の方法は、申立書（様式2）による書面（ファクシミリ、電子メールを含む。）を通報窓口へ提出若しくは送付し、又は電話若しくは面談により行うものとする。
- 2 通報は、原則として実名により行うものとし、被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的な根拠が示されなければならない。
 - 3 前2項の規定は、不正行為が行われようとしているなどの通報又は不正行為の疑いがあるとの通報がなされた場合において、これを準用する。
 - 4 通報窓口において通報を受け付けた場合、当該窓口責任者は、速やかに最高管理責任者、委員長（統括管理責任者）及び通報された当該事案に係る研究所の長に報告する。
 - 5 前項の報告を受けた委員長（統括管理責任者）は、通報内容の真偽等を確認、調査の上、原則として通報を受けた日から20日以内に通報者（匿名による場合を除く。）に対して受理報告書（様式3）により受理したことを通知しなければならない。ただし、通報を受理しない場合は、適切な方法で通報者に通知するものとする。
 - 6 匿名による通報については、当該事案の内容に応じ、実名による通報事案に準じて取

り扱うことができるものとし、通報者が判明した場合は、速やかに前項に準じて通報者に通知するものとする。

(秘密保持)

第14条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るために、適切な措置を講じなければならない。

2 通報窓口寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護等)

第15条 何人も、悪意に基づく通報等を行ってはならない。本要綱において、悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。

2 研究所の長は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲戒処分又は刑事告発その他必要な措置を講じる場合があることを研究所内外に周知するものとする。

3 研究所の長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し不利益な取扱いを行ってはならない。

4 研究所の長は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の競争的資金等を含む研究費による契約行為の禁止その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(予備調査の実施)

第16条 委員長(統括管理責任者)は、第13条第4項の規定による報告を受けたときは、予備調査チームを設置し、予備調査チームは速やかに予備調査を行うものとする。

2 予備調査チームの構成は、次に掲げる者とする。

一 通報された当該事案に係る研究所の長

二 その他委員長が指名する複数の者で、当該通報事案に利害関係を有しない者とする。

3 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。

4 予備調査チームは、関係資料等の隠滅が行われるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うことができる。

5 予備調査チームは、通報された不正行為が行われた可能性、通報に示された科学的合理的理由の論理性、調査可能性等について調査を行い、その結果を委員会に報告する。

- 6 委員会は、前項の報告に基づき、原則として通報受理の日から30日以内に本調査を行うか否かを決定するとともに、その旨を最高管理責任者に報告する。
- 7 前項の報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関に対し、調査の要否を通知するものとする。ただし、不正行為について本調査を行うことが決定された場合、最高管理責任者は関係省庁に対しても報告するものとする。
- 8 第7項において、本調査を行わないと決定した場合、委員長（統括管理責任者）は、その旨を理由とともに通報者に対して様式4により通知しなければならない。また、予備調査に係る関係資料等については岐阜県情報公開条例に基づき、通報者の求めに応じ開示することができるよう保存するものとする。
- 9 第6項において、委員長（統括管理責任者）は、不正行為が行われていなかったと判定される場合であって、調査を通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。
- 10 委員会及び予備調査チームは、予備調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

（本調査）

- 第17条 委員長（統括管理責任者）は、前条第7項の規定により本調査の実施を決定したときは、速やかに本調査チームを設置する。
- 2 本調査チームは、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に本調査を開始するものとする。
 - 3 委員長（統括管理責任者）は、本調査を行うときは、その旨を通報者及び被通報者に対して様式5により通知するとともに、調査への協力を求めるものとする。これを受けた通報者及び被通報者は、調査に協力しなければならない。また、委員長（統括管理責任者）から報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関に対し、調査方針、調査対象及び方法等について報告、協議するとともに、関係省庁に対しても報告するものとする。
 - 4 本調査チームの構成は、次に掲げる者とし、半数以上を外部有識者とする。また、全ての構成員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - 一 通報された当該事案に係る研究所の長
 - 二 岐阜県農政部農政課農業研究推進係長
 - 三 岐阜県農政部農政課管理調整係長
 - 四 その他委員長が指名する者
 - 5 本調査チームは、通報等に係る内容について、不正の有無、不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について調査するものとする。この場合において本調査チームは、被通報者が関与する他の事案においても不正行為等の有無等について調査すべきと思

料する場合は、その事案について調査を行うことができる。

- 6 本調査チームは、調査に当たっては、次に掲げる事項を行うことができる。
 - 一 関係者からの聴取
 - 二 関係資料、帳票類、実験試料等の調査
 - 三 その他調査に合理的に必要な事項の調査等
- 7 本調査チームは、関係資料等の隠滅が行なわれるおそれのある場合には、関係資料等の保全を行うこととする。また、本調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、資金配分機関からの当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査の求めに応じることとする。
- 8 本調査においては、被通報者に書面又は口頭により弁明の機会を与えなければならない。
- 9 本調査チームは、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、本調査チームがその必要性を認める場合は、それに要する機関及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
- 10 本調査に係る関係資料等については、本調査チームが保存し、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関及び関係省庁の求めに応じ開示することができるものとする。
- 11 本調査チームは、本調査の実施に当たっては、通報者の秘密を守るため通報者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

(本調査の通知)

- 第18条 委員長（統括管理責任者）は、本調査チームを設置したときは、本調査チーム構成員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、委員長（統括管理責任者）に対して本調査チーム構成員に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 委員長（統括管理責任者）は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る本調査チーム構成員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(審理及び判定)

- 第19条 本調査チームは、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言及び被通報者による自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について判定する。その際、被通報者による自認を唯一の証拠として、不正行為と判定することはできない。
- 2 本調査チームは、不正行為が行われていなかったと判定される場合であって、調査を

通じて通報が通報者の悪意に基づくものであることが判明した場合、その旨の認定を行うものとする。

- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、資金配分機関に報告するものとする。
- 4 本調査チームは、不正行為に関する証拠が提出された場合は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定する。また、被通報者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被通報者が所属する、又は通報に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- 5 本調査チームは、判定結果を委員長（統括管理責任者）に報告するものとする。

（判定結果の通知及び調査報告）

第20条 委員長（統括管理責任者）は、前条第5項の報告を受けたときは、判定結果を最高管理責任者及び当該研究所の長に報告するとともに、速やかに通報者及び被通報者に対して様式6により通知するものとする。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、原則として調査開始後150日以内に、別紙に掲げる内容を含む最終報告書を取りまとめるとともに、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
- 3 第16条第10項及び第19条第2項の認定が行われた場合、最高管理責任者は通報者の所属機関の長に対し、調査結果を通知することができる。
- 4 最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関の求めに応じ、調査が終了していない場合であっても、当該資金配分機関及び関係省庁に対して調査の中間報告を提出するものとする。

（不服申し立て）

第21条 被通報者は、前条第1項の判定結果に不服がある場合は、通知があつてから30日以内に委員長（統括管理責任者）に対し不服を申し立てることができる。ただし、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申し立ての審査は、原則として前項による不服申し立ての受理後30日以内に本

調査チームにおいて行う。委員長（統括管理責任者）は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、本調査チーム構成員の交代若しくは追加、又は本調査チームに代えて他の者（以下「審査職員」という。）に審査をさせるものとする。ただし、本調査チーム構成員の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。

- 3 前項に定める新たな審査職員は、研究分野の知見を有する者及び法律の知識を有する者をそれぞれ1名以上含め第17条第4項に準じて指名するとともに、第18条各項に準じた手続きを行う。
- 4 本調査チームは、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを決定するものとする。この場合において、不服申し立てが本調査の引延ばしや認定に伴う措置等の先送りを主な目的とするものであると判断した場合は、以後の不服申し立てを受け付けないことができる。
- 5 委員長（統括管理責任者）は、被通報者からの不正行為の認定に係る不服申し立てがあったときは、通報者に通知するとともに、最高管理責任者にその旨を報告する。
- 6 前項の報告を受けた最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、判定結果を当該競争的資金等の資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定の報告を受けたときも同様とする。
- 7 本調査チームが、不服申し立てを却下すべきものと決定した場合には、当該決定を最高管理責任者及び委員長（統括管理責任者）に報告するとともに、委員長（統括管理責任者）はその旨を被通報者及び通報者に通知する。
- 8 委員長（統括管理責任者）は、本調査チームが不服申し立てに係る事案の再調査を行う決定をしたときは、速やかに本調査チーム又は審査職員に申し立てに基づく再調査を指示するとともに、当該決定を最高管理責任者に報告し、被通報者及び通報者に通知する。

（通報者の不服申し立て）

第22条 第16条第9項及び第19条第2項により認定された通報者（被通報者の不服申し立てに係る再調査により認定された者を含む。）は、前条第1項の規定を準用し不服申し立てをすることができる。

- 2 前項の不服申し立てについては、前条の規定を準用し取り扱うものとする。

（再調査）

第23条 第21条に基づく不服申し立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、本調査チーム又は審査職員は不服申立人に対し、先の調査を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、本調査チーム又は審査職

員は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、本調査チーム又は審査職員は、直ちに最高管理責任者及び委員長（統括管理責任者）に報告する。

- 3 本調査チーム又は審査職員は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者及び委員長（統括管理責任者）に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者及び委員長（統括管理責任者）に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 委員長（統括管理責任者）は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が県以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、最高管理責任者は、調査対象に係る研究に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、当該競争的資金等の資金配分機関及び関係省庁に対し、その旨を報告するものとする。

（調査結果の公表）

- 第24条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの報告を受けた場合は、第21条第1項に定める期間経過後、速やかに、調査結果を公表するものとし、不正行為が行われなかったとの判定について報告を受けた場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、公表までに最高管理責任者が行った措置の内容、本調査チームの構成（氏名・所属を含む。）、調査の方法・手順を含むものとする。
 - 3 第16条第9項及び第19条第2項により悪意に基づく通報との認定があった場合は、最高管理責任者は、判定結果及び悪意に基づく通報と認定した理由を公表するものとする。

（調査中における一時的措置）

- 第25条 最高管理責任者は、本調査を行うことが決まった後、委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、通報された競争的資金等の一部又は全部について執行を停止することができる。
- 2 前項において、当該事案に係る被通報者が複数の研究費の交付等を受けている場合も同様とする。

（判定後の措置）

- 第26条 最高管理責任者は、不正行為が行われたとの判定があった場合は、直ちに当該

不正行為に係る研究費の使用の中止を命ずるものとする。

- 2 最高管理責任者は、県に所属する被通報者について、地方公務員法その他関係規則等に従い対応するほか、当該事案に競争的資金等が配分され又は配分が予定されているときは、資金配分機関が定める措置に従うものとする。
- 3 最高管理責任者は、県に所属する被通報者に対して、不正行為が行われたと判定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
- 4 被通報者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。
- 5 最高管理責任者は、被通報者が第3項の勧告に応じない場合は、その事実を公表する。
- 6 最高管理責任者は、不正行為が行われたと判定された研究に係る資金の一部又は全部について、資金配分機関等に返還したときは、被通報者に対し求償することができる。

(不正行為が行われていなかったと判定された場合)

- 第27条 最高管理責任者は、不正行為が行われていなかったと判定された場合は、第25条に規定した執行の停止を解除するものとする。また第16条第5項及び第17条第7項の証拠保全の措置についても同様とする。
- 2 最高管理責任者は、不正行為が行われていなかったと判定した旨を、委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チームその他この要領に基づき不正行為の調査等に携わった者等の調査関係者に対して周知する。
 - 3 最高管理責任者は、不正行為が行われていなかったと判定された者の名誉回復その他の措置及び不利益が生じないための措置を講じることとする。
 - 4 県に所属する通報者について、通報が悪意に基づくものであることが認定された場合は、最高管理責任者は、地方公務員法その他関係規程等に従い対応する。

(守秘義務)

- 第28条 委員会の構成員、予備調査チーム、本調査チーム及び審査職員その他本要綱に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(匿名の通報者への対応)

- 第29条 第16条第8項、第17条第3項、第20条第1項、第21条第5項、同条第7項、同条第8項及び第23条第4項に規定する通報者への通知は、通報者が匿名の場合、これを行わない。

(内部監査)

- 第30条 研究費の適正な管理のため、内部監査を実施する。
- 2 内部監査の実施体制は、研究費が公務の一環で執行されることに鑑み、岐阜県監査委

員条例及び岐阜県外部監査契約に基づく監査並びに会計管理者が行う会計事務実地検査などとし、監査委員事務局、出納管理課などを内部監査部門として実効性のある権限を付与するものとする。

- 3 最高管理責任者及び研究所の長は、関係機関からの検査及び監査に協力する。
- 4 最高管理責任者は、第2項の内部監査のほか、必要に応じて最高管理責任者が指名する者で組織した内部監査を行う。
- 5 内部監査の対象は、前年度に実施した研究活動又は今年度実施中の研究活動に係る公的研究費から選択する。
- 6 内部監査は、内部監査部門が作成したマニュアル等に基づき、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関し研究担当者からヒアリング等により確認するものとする。
- 7 内部監査の監査結果等については、コンプライアンス教育等の一環として、構成員へ周知する。

(内部監査への協力)

- 第31条 研究者等は、内部監査に協力するものとし、誠実に対応しなければならない。
- 2 内部監査に必要な情報若しくは資料等を持っている者は、内部監査部門からの求めに応じその監査に協力しなければならない。

(業者からの誓約書)

- 第32条 研究倫理教育責任者は、公的研究費の執行にあたり取引がある業者に対して、研究所が関係する入札の執行、契約の履行等に関与する者から、不正に関与しないこと等を明記した誓約書(様式7)を徴取することとする。
- 2 岐阜県会計規則に基づき競争入札の参加資格申請において、当該資格を有する者は、前項の誓約書に相当するものの提出があったものとみなす。

(雑則)

- 第33条 研究費の使用、利益相反に係る不正行為防止及び対応については、岐阜県職員倫理規程、岐阜県会計規則、岐阜県事務決裁規程、岐阜県監査委員事務局規程、懲戒処分指針並びに関連する規則等に定める例による。
- 2 この要綱で定めるもののほか、この要綱に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

別表 1 (第 10 条第 1 項関係)

研究所等名	相談窓口
	競争的資金等に係る事務処理手続きに関すること
農政課	農業研究推進係
農業技術センター	総務課管理調整係
中山間農業研究所	管理調整係
畜産研究所	総務課管理調整係
水産研究所	総務課管理調整係

別表 2 (第 12 条第 2 項関係)

研究所等名	通報窓口	窓口責任者
	研究活動における不正行為に関すること	
農業技術センター	総務課管理調整係	総務課長
中山間農業研究所	管理調整係	管理調整係長
畜産研究所	総務課管理調整係	総務課長
水産研究所	総務課管理調整係	総務課長

様式1(第6条第6項関係)

実施状況報告書

年 月 日

統括管理責任者 様

所 属:〇〇研究所

職 名:研究倫理教育責任者

氏 名:

農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第6条第6項の規定に基づき、〇〇年度における不正防止計画の実施状況について、下記のとおり報告します。

記

実施項目	実施済	未実施	該当無
① 研究所の研究活動における不正行為の防止対策を実施し、その実施状況を確認する。 【事例記入欄】			
② コンプライアンス教育を実施し、その受講状況を管理する。 【事例記入欄】			
③ 研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ(報告を含む。)の各過程において、活動状況をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。 【事例記入欄】			
④ 定期的に監査や業務の体制及び問題点の把握に努め、必要に応じて不正防止計画を見直す。 【事例記入欄】			
⑤ 不正行為に係る情報は、統括管理責任者、最高管理責任者に報告する。 【事例記入欄】			
⑥ 研究倫理教育責任者及び研究倫理教育副責任者の役割等をホームページで公表する。 【事例記入欄】			
⑦ 不正行為の防止への取り組みに関する研究所の方針及び意思決定手続きをホームページで公表する。 【事例記入欄】			
⑧ 研究所内外からの告発等の通報窓口や競争的資金等に関する相談窓口を、ホームページで公表し周知を図る。 【事例記入欄】			

* 上記は、国等の公募型研究開発を含む研究活動全般に関するものとする。

* 実施項目毎に事例を記入し、該当欄(実施済・未実施・該当無)に○を付す。

様式2(第13条第1項関係)

申立書

申立日： 年 月 日

最高管理責任者

岐阜県農政部農政課長 様

所 属：

職 名：

氏 名：

連絡先：

農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第13条第1項の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申し立てを行います。

記

1. 対象研究者について

所 属：

職 名：

氏 名：

2. 不正行為の種類：(捏造・改ざん・盗用・研究費の不適正な使用・不適切なオーサーシップ・二重投稿・利益相反の別)

3. 不正行為の内容

4. 不正行為の発生時期

年 月

5. 不正行為の発生場所

6. 証拠資料

7. 対象資金について(わかる範囲で記入してください。)

資金配分機関：

資 金 名 称：

課 題 名：

課 題 番 号：

8. その他参考となる事項(記述は任意とします。)

様式3(第13条第5項関係)

受理報告書

年 月 日

〇〇 〇〇 様

所 属:岐阜県農政部農政課

職 名:不正行為調査等委員会委員長
(統括管理責任者)

氏 名:

連絡先:

年 月 日に、あなたから受けた通報は、年 月 日付けで研究活動における不正行為についての通報として受理しましたので、農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第13条第5項の規定により、通知します。

様式4(第16条第8項関係)

研究活動における不正行為についての
通報に基づく本調査について(通知)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

所 属:岐阜県農政部農政課
職 名:不正行為調査等委員会委員長
(統括管理責任者)

氏 名:

連絡先:

年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、下記の理由により本調査を行わないこととしましたので、農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第16条第8項の規定により、通知します。

記

本調査を行わない理由

様式5(第17条第3項関係)

研究活動における不正行為についての
通報に基づく本調査について(通知)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

所 属:岐阜県農政部農政課
職 名:不正行為調査等委員会委員長
(統括管理責任者)

氏 名:
連絡先:

年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、本調査を行うこととし、年 月 日に着手したので、農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第17条第3項の規定により、通知します。

様式6(第20条第1項関係)

研究活動における不正行為についての
通報事案に係る調査結果について(通知)

年 月 日

〇〇 〇〇 様

所 属:岐阜県農政部農政課
職 名:不正行為調査等委員会委員長
(統括管理責任者)

氏 名:
連絡先:

年 月 日付で研究活動における不正行為についての通報として受理した事案については、本調査を終了し、その結果を取りまとめましたので、農政部「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づく実施要綱第20条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

件 名		
本調査の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
調査結果	通報事実の有無	<input type="checkbox"/> :通報事実あり <input type="checkbox"/> :通報事実なし
特記事項		

様式7(第32条第1項関係)

令和 年 月 日

誓約書

〇〇〇〇〇研究倫理教育責任者
〇〇〇〇〇所長 宛て

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

〇〇〇〇〇に係る入札の執行、契約の履行にあたっては関係諸規則を遵守し、以下の事項について誓約します。

1. 岐阜県の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 〇〇〇〇〇の内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含む、いかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 〇〇〇〇〇の構成員等から不正な行為の依頼等があった場合には、速やかに通報すること。

別紙(第20条第2項関係)

調査結果の報告書に盛り込むべき事項

- 経緯・概要
 - 発覚の時期及び契機(※「告発」の場合はその内容・時期等)
 - 調査に至った経緯等
- 調査
 - 調査体制(※調査機関に属さない外部有識者を含む調査委員会の設置)
 - 調査内容
 - ・調査期間
 - ・調査対象(※対象者、対象研究活動、対象経費〔競争的資金等、基盤的経費〕)
 - ・調査方法・手順(例：書面調査〔当該研究活動に係る論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査等〕、関係者のヒアリング、再実験を行った場合は、その内容及び結果等)
 - ・調査委員会の構成(氏名・所属を含む。)、開催日時・内容等
- 調査の結果(不正行為の内容)
 - 認定した不正行為の種別(例：捏造、改ざん、盗用等)
 - 不正行為に係る研究者(※共謀者を含む。)
 - ①不正行為に関与したと認定した研究者(氏名(所属・職(※現職))、研究者番号)
 - ②不正行為があったと認定した研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定した研究者(氏名(所属・職(※現職))、研究者番号)
 - 不正行為が行われた経費・研究課題
 - 〈競争的資金等〉
 - ・制度名
 - ・研究種目名、研究課題名、研究期間
 - ・交付決定額又は委託契約額
 - ・研究代表者氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
 - ・研究分担者及び連携研究者氏名(所属・職(※現職))、研究者番号
 - 〈基盤的経費〉
 - ・運営費交付金
 - ・私学助成金
 - 不正行為の具体的な内容(※可能な限り詳細に記載すること)
 - ・手法
 - ・内容
 - ・不正行為と認定した研究活動に対して支出された競争的資金等又は基盤的経費の額及びその用途
 - 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由
- 調査機関がこれまで行った措置の内容
 - (例)競争的資金等の執行停止等の措置、関係者の処分、論文等の取下げ勧告等
- 不正行為の発生要因と再発防止策
 - 発生要因(不正が行われた当時の研究機関の管理体制、必要な規程の整備状況を含む。)(※可能な限り詳細に記載すること)
 - 再発防止策